

滝沢市下水道事業経営戦略

< 第 2 版 >

滝沢市上下水道部下水道課

令和 6 年 2 月

目 次

第 1 下水道事業の概要

はじめに	1
1 事業の現況	2
(1) 汚水施設	2
(2) 使用料	2
(3) 組織体制	3
2 民間活力の活用	4
3 経営比較分析等を活用した現状分析	4
(1) 経営の健全性・効率性について	4
(2) 老朽化の状況について	5
(3) 全体の総括	6

第 2 経営の基本方針

1 下水道事業経営の基本的な考え方	6
2 下水道事業経営の基本方針	6

第 3 計画期間

1 計画期間	8
--------------	---

第 4 投資・財政計画

1 投資・財政計画	9
(1) 投資についての説明	9
(2) 財源についての説明	13
(3) 投資以外の経費についての説明	14
(4) 経費の削減についての説明	14
2 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ...	16
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況	16
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況	17
(3) 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況	18
(4) 将来の事業環境	19

第 5 経営戦略の事後検証、改築等に係る事項

1 経営戦略の事後検証	22
2 経営戦略の公表	22

用語解説	23
------------	----

別添資料	24
------------	----

第 1 下水道事業の概要

はじめに

公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの汚水処理施設の整備事業は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、河川、水路等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできないものです。

滝沢市におきましては、昭和 40 年代後半からの急激な人口の増加による都市化の進展に対応するため、北上川上流流域下水道の関連公共下水道として昭和 53 年度に下水道事業に着手し、昭和 58 年 4 月に供用を開始しました。

また、平成 2 年度には滝沢南地区において農業集落排水事業に着手し、平成 5 年度に整備を完了しましたが、供用開始から 20 年が経過する中で施設の老朽化が進み、一部施設設備の更新が必要な時期となったため、施設の更新費用と維持管理費用を試算した結果、公共下水道へ接続した方が経済的であるということから、平成 26 年度に接続工事を行い、平成 27 年度から農業集落排水事業を公共下水道事業に統合しました。

公共下水道事業は、令和 4 年度に汚水約 877ha、雨水約 770ha の事業計画を受け事業を継続しており、令和 4 年度末で汚水約 777ha、雨水約 269 ha について整備が完了しています。また、公共下水道事業のほか、個別の排水処理事業としては、平成元年度から浄化槽設置整備事業を導入し、浄化槽の普及促進にも継続して努めています。

下水道の整備は、住民の関心と期待も高く、未整備区域については今後も整備を進め、市民の下水道を次世代に引き継いでいくことが必要ですが、下水道の整備には多額の費用を要し、整備後においても施設を適切に維持管理していかなければなりません。これらの機能を十分に発揮させるためには公共下水道事業の財政基盤の確立とともに、費用対効果を念頭に置いた事業の決定や整備事業費と維持管理費の平準化が重要となります。

節水志向などの社会情勢の変化に加え、滝沢市においても少子高齢化の波は例外ではなく、使用料収入の伸びの鈍化等により、必要な汚水処理費を確保することが困難になってきています。このため滝沢市では、平成 27 年 3 月に「滝沢市下水道事業中期経営計画」を策定し、限られた財源の中で効率的かつ効果的な事業経営に努めています。また、平成 27 年度からは地方公営企業法を適用し、より適切に経営状況を把握できるようになりました。

公共下水道事業は、地方財政法において適正な経費負担に基づく独立採算性の原則が定められており、平成 26 年 8 月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、その中で、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することが要請され、市は、将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続していくための中長期的な基本計画として、平成 29 年 3 月に「滝沢市下水道事業中期経営計画」を統合した『滝沢市下水道事業経営戦略』を策定しました。

この計画について、令和 4 年 1 月に示された「経営戦略策定・改定マニュアル」に沿って、今後の施設・設備更新及びそれに伴う投資と財源見通しを試算して収支を均衡させた「投資・財政計画」を見直すことで定め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を継続的に図っていきます。

1 事業の現況

(1) 汚水施設

下水道汚水施設の整備状況は下表のとおりです。

供用開始年度（供用開始後年数）	供用開始 昭和 58 年 4 月（40 年経過）
法適用の区分	地方公営企業法全部適用
流域下水道等への接続の有無	北上川上流流域下水道に接続
処理区域内人口密度	50.1 人／ha
処理区数	—
処理場数	—
污水管延長	污水管延長 205 km
広域化、共同化、最適化実施状況	[広域化] 北上川上流流域下水道に接続 （昭和 53 年度） [最適化] 滝沢南地区農業集落排水事業と統合 （平成 27 年度）

(2) 使用料

汚水処理に係る下水道使用料についての状況は下表のとおりです。

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。滝沢市は従量制（5 m ³ 基本使用水量あり）の累進使用料（R5.3 月時点）です。
業務用使用料体系の概要・考え方	—
その他の使用料体系の概要・考え方	—
条例上の使用料（20 m ³ あたり・税込） 従量制（基本使用料つき従量制） 直近の改正：令和元年 10 月 1 日	令和 4 年度 3,058 円 令和 3 年度 3,058 円 令和 2 年度 3,058 円
実質的な使用料（20 m ³ あたり・税込） 使用料収入合計額÷有収水量合計＝使用料単価に 20 m ³ を乗じた値	令和 4 年度 3,029 円 令和 3 年度 3,024 円 令和 2 年度 3,018 円

下水道事業の経営は、公営企業としての企業性を発揮し最小限の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。経営の健全化に努めながら、受益と負担について市民の理解を得る必要があります。

下水道事業の経営は、事業運営に必要な経費を使用料収入で賄うことが原則であり、必要経費を使用料収入水準として、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本となります。また、市民の日常生活への配慮から少量部分についての使用料を低廉なものにすることや、水量に直接関係しない固定経費を賄うため基本水量を賦課することなどを行っています。

しかし、コスト縮減対策や収入増加の対策を実施してきた一方で、施設修繕に係る費用が増加していることを踏まえ、今の時代に合った適切な使用料体系の在り方を定期的に検討する必要があります。

本市の下水道事業では、当該経営戦略の計画期間である令和 8 年度までを使用料算定期間とし、算定期間内の営業費用（人件費、動力費、減価償却費、修繕費等）及び資本費用（支払利息、資産維持費）と使用料収入が等しくなるように下水道使用料を設定する総括原価方式に基づいています。使用料は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本使用料と従量使用料に区分して設定しています。

(3) 組織体制

汚水処理に係る下水道事業を運営する組織体制の状況は下表のとおりです。

職員数	6 名（※一般会計職員 1 名を含まない）
事業運営組織	«上下水道部 下水道課» 下水道課長―総括主査 ー料金担当 [1 名] [1 名] [1 名] ト維持管理担当 [2 名] ー整備担当 [1 名] ※〔一般会計〕 ー浄化槽担当 [1 名]

本市の下水道事業は事業認可当初は都市計画課内に下水道係として設置されましたが、河川事業等の組み替えを経て、現在の組織体制となりました。

平成 26 年度には 8 名の体制で下水道事業を運営していましたが、地方公営企業法適用による 1 名増と農業集落排水事業統合による 2 名減により、平成 27 年 4 月から 7 名体制、令和 5 年 4 月 1 日現在、下水道事業を運営する企業会計職員は、下水道課長以下の 6 名で構成されています。

なお、浄化槽事業については、市長部局一般会計の下水道課職員 1 名が担当しており、雨水事業については、市長部局に属する都市整備部（河川課）の職員が下水道課と兼務する体制で建設事業を担当しています。

2 民間活力の活用

民間活力の活用としては下表のとおりです。

民間活用の状況	ア 民間委託	業務効率の向上や債権管理の強化等を図るため、水道事業を含む上下水道部の業務のうち受付業務等を含む使用料徴収業務の包括委託を平成 29 年 4 月から実施しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません
	ウ PPP/PFI	実施していません
資産活用の状況	ア エネルギー利用	実施していません
	イ 土地施設等利用	実施していません

3 経営比較分析表等を活用した現状分析

下水道事業の経営比較分析については、別添資料 1 【経営比較分析表】のとおりです。

(1) 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率（％）：経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示すもので、100％未満であると経常損失が生じていることを示すものですが、単年度の収支が黒字である 100％を越えており、これまでの経営改善に向けた取り組みの成果が見られます。
- ②累積欠損金比率（％）：短期的な債務に対する支払能力を示すものですが、欠損金は生じていません。
- ③流動比率（％）：短期的な債務に対する支払能力を示すもので、100％以上が望ましいものですが、建設改良費に充てる起債がある場合は比率が低くなります。流動資産が増えたことにより流動比率は上がっています。また、建設改良費に充てた企業債の償還金は今後も高水準で続き、指数は同程度で推移することが見込まれます。
- ④企業債残高対事業規模比率（％）：料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この指標については、明確な数値基準はないと考えられています。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。本市の令和 4 年度の値は 414.60％であり、類似団体等と比較して低い指数となっていますが、今後は施設改築更新のための費用が上がるということが想定され、指数の上昇が懸念されることから、企業債残高を減らしていくなどの経営改善が必要となります。
- ⑤経費回収率（％）：汚水処理に要した費用が使用料によって回収される割合です。独立採算の観点から、この数値が 100％以上であることが望ましいものです。本市では、経費回収率が類似団体平均と比較して高くなっていますが、今

後、供用開始後の接続率が低く推移した場合や人口減少などにより、経費回収率が下降することも想定されます。

⑥汚水処理原価（円）：有収水量 1 立方メートルあたりの汚水进行处理するための費用です。数値が低いほど効率的な処理といえます。経費節減に努めておりますが、施設修繕による減価償却費の増加や流域下水道管理費の増加などにより、類似団体等より高い水準となっています。

⑦施設利用率（％）：本市では処理場等の施設がないことから、この指標について、該当がありません。

⑧水洗化率（％）：現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100％となっていることが望ましいものです。一般的に数値が 100％未満である場合には、下水道が整備済みでも未利用のままとなり、水質保全の観点から水質改善につながらないことや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要となります。本市では、下水道整備のほか、浄化槽の整備についても普及促進を図り、また、管渠の老朽対策に努めていますが、処理区域内人口などが減少したことにより、前年度より値が低くなっています。

（2）老朽化の状況について

本市の下水道事業は、流域下水道の下水処理施設を使用しているため、主に下水道管やマンホールの維持管理を行っています。これまで、小規模な修繕を実施してきましたが、今後は耐用年数に応じた大規模な修繕が見込まれます。

①有形固定資産減価償却率（％）：固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表した指標であり、法適化後に初めて算定可能となる指標です。老朽化等への対策に要する経費が今後増大していく中で、施設等がどれぐらい老朽化しているかを把握し、投資計画を立てるうえで重要な指標となります。本市では、下水道建設開始から 40 年以上が経過し、今後、大規模改築更新が想定されることから、財源の確保や投資計画の見直しなどを行う必要があります。

②管渠老朽化率（％）：耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示しています。本市の管渠改善率については、新規整備を中心に事業を進めてきたとおり、現在のところ耐用年数を超えた管渠がないことから 0％となっています。今後は、ストックマネジメント計画やアセットマネジメント計画に基づき、計画的に既設管渠の更新を行っていく必要があります。

③管渠改善率（％）：当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できるものです。この指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、数値が 2％の場合、すべての管路を更新するのに 50 年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。現在、

本市では耐用年数の超過はありませんが、開発者から帰属を受けた管路の老朽化が著しいことから、ストックマネジメント計画などにより計画的に改築をしています。

(3) 全体の総括

本市の下水道事業は、将来にわたり安心して下水道を使用していただくため、「環境にやさしく快適な下水道整備」と「下水道経営基盤の充実」を軸に効率的な整備と経営の健全化に努めています。

下水道経営の比較分析によると、類似団体等と比較して、経営は概ね健全な状態にあります。下水道建設開始時の急激な都市化に伴い、今後は多くの下水道施設が同時期に耐用年数をむかえることとなります。

老朽化する下水道施設の長寿命化を図りながら、計画的に施設の更新を実施していくことが必要ですが、突発的な大規模修繕工事にも対応できる資金の確保を目指して更なる経営努力を図ります。なお、平成 30 年度に下水道使用料の料率改定を行いました。が、流域下水道の処理単価が年々増加傾向にあるため、定期的に各指標の検証を行う必要があります。

第 2 経営の基本方針

1 下水道事業経営の基本的な考え方

公共下水道事業は、下水道法に基づいて実施する事業であり、下水道は市の総合計画の政策『ひとにやさしく、誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち』を実現するための手段として位置づけられています。

安全・快適な暮らしを支える生活基盤の整備と維持を使命として、市民一人一人の毎日の暮らしを支える安全で快適な下水道環境の整備と良好な水環境の保全を目指し、効率的な污水处理施設の整備と事業の継続性を図ります。

2 下水道事業経営の基本方針

◆ 環境にやさしく快適な下水道整備

公共下水道と合併処理浄化槽の最適配分と工事コストの更なる縮減を図り、時間軸と採算性を考慮した污水处理施設の整備を着実に促進するとともに、老朽化が進む既存施設の効率的な整備を目指します。

下水道施設整備の方針としては、地域の意向を把握しながら整備手法について費用対効果を検証しながら、再検討を行っていきます。

また、公共下水道における雨水について、本市は分流式により、下水処理に係る費用または処理場への負担を低く抑えています。が、近年、頻発する集中豪雨等による市街地の家屋や道路冠水等の浸水被害を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的として、雨水幹線の整備を進めます。

◆ 水洗化の促進

水洗化の普及促進については、下水道未接続者へ水洗化促進の文書を送付するなど、水洗化率向上に向けた対応を行ってきましたが、下水道台帳システムにより、水洗化情報のデータベース化を図り、未接続者への更なる効率的・効果的な普及促進活動を進めます。

◆ 接続率向上の取組み

下水道における水洗化率は令和4年度末現在96.8%であり、公平な下水道事業を行うためには、引き続き、未接続者への啓発と接続する際の財政的な支援および下水道事業運営のご理解をいただくための説明が必要と捉えています。

本市では、都市計画事業にける市街化区域の編入などにより、下水道計画区域となる地区については、事前に受益者負担金等の説明を行いながら、接続の推進を図っていますが、様々な理由により接続に至らなかった方については、下水道事業の紹介をしながら、定期的に啓発や相談先の案内などを行い、今後も継続することで、接続率の向上を図ります。

◆ 下水道施設の老朽化対策

下水道管の耐用年数は50年となっています。本市では現在のところ耐用年数を超えた管渠はありませんが、管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として、アセットマネジメント計画を策定し、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進めます。

◆ 下水道経営基盤の充実

下水道整備は多額の費用を要し、公共下水道事業の財政基盤の確立には、供用開始後の確実な使用料回収や徹底したコスト削減が求められます。そのために、市民へ公共下水道事業の経営実態について情報提供し、下水道管への接続率の向上や不明水対策等に取り組み、経営の健全化に努めます。

経営の健全化に向けた経営基盤強化の取組として、「資本費の削減」「使用料の検証等私費と公費の適正化」を中心に進めていきます。

◆ 広域的な污水处理計画の策定と実施

令和4年8月岩手県において「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」が策定され、「污水处理施設の統廃合」や「システム整備等の維持管理の共同化」、人材育成などの「ソフト面の共同化」が示されました。

この計画の着実な推進のために、県と各市町村、関係団体のそれぞれの役割を明確にし、本市では、盛岡広域市町と連絡組織を設置しながら研修会などで「人材育成の共同化」を図っていくこととし、県は随時計画の点検や進捗管理を行うこととしています。

第 3 計画期間

1 計画期間

この経営戦略の計画期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。

第4 投資・財政計画

1 投資・財政計画

下水道事業の経営分析については、別添資料2【投資・財政計画】のとおりです。

(1) 投資についての説明

◆ 投資の目標に関する事項

計画期間内の投資の目標は下表のとおりです。

項目		期間		単位	全体	(内訳)	
						下水道	浄化槽
							個人設置型
現状	普及率	策定時	H27 末時点	%	82.5	65.6	16.8
		計画値	R8 末時点		97.1	79.4	17.8
			R4 末時点		89.7	70.9	18.8
		現状値			89.7	70.9	18.8
	水洗化 人口割合	策定時	H27 末時点	%	77.2	60.4	16.8
		計画値	R8 末時点		84.0	66.2	17.8
			R4 末時点		80.5	61.2	19.3
		現状値			80.5	61.2	19.3
整備 目標	整備面積	策定時	H29～R8 末時点	ha	369.6	369.6	
		計画値	H29～R4 末時点		210.2	210.2	
		現状値	H29～R4 末時点		56.2	56.2	
概算 事業 費	総建設 事業費	策定時	H29～R8 末時点	百万円	2,690	2,460	230
		計画値	H29～R4 末時点		1,398	1,500	138
		現状値	H29～R4 末時点		1,716	1,602	114

下水道管渠の整備については、計画・整備に数年間の長い期間を必要とし、建設事業費は多額となることが一般的ですが、経営戦略を策定した平成29年時点では、本市は、未普及地域の解消のため、砂込地区の県立大学などを含む「公共施設集中地区」や「元村西地区」などを「10年以内整備検討箇所」とし、市内の下水道普及が見込まれる主要な地域を計画していましたが、「公共施設集中地区」では、盛岡農業高校と国土交通省施設からの接続意向および、現在、処理場を有している1団地以外は、公共下水道の接続見込みがない状態であるため、今後の整備を見合わせることにしました。

その他の地区などについては、国が示す概成期限の令和8年度までに、地区住民の合意が見込めない、あるいは、下水道整備の投資効果（費用対効果）が見込めない状況となっていることから、公共下水道の整備は行わないこととしております。

また、小岩井地域では第1期の下水道接続率が令和4年度末で61.8%（令和3年度末：60.1%）と低い状況であり、意向調査からも接続が見込めないことから、自治会や住民との協議を行い、公共下水道による第2期の整備は行わないこととしました。

このことから、市では、市街地における公共下水道の整備は概ね完了しているものと捉え、策定時の整備全体面積である369.6haについて、県事業計画期間の令和11年度までに、全体計画区域および事業計画区域を縮小する方向で検討していきます。

污水处理施設の10年概成(污水管の面整備)

平成26年1月30日付「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（国土交通省・農林水産省・環境省 通知）



「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」

10年程度を目途に污水处理施設概成の方針を明示

- ① 時間軸の観点を盛り込み、中期（10年程度）での早期整備と共に、長期（20～30年）での持続的な污水处理システム構築を目指す。
- ② 污水处理施設の未整備区域について、污水处理施設間の経済比較を基本としつつ10年程度を目途に污水处理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③ 長期的なスパン（20～30年程度）では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。

⇒ **概成時期を平成38年度（令和8年度）に設定**

⇒ **令和8年度までの污水处理施設の概成を目指した各種污水处理施設の整備内容等を示すアクションプランを策定すること**
（現：滝沢市下水道事業経営戦略）

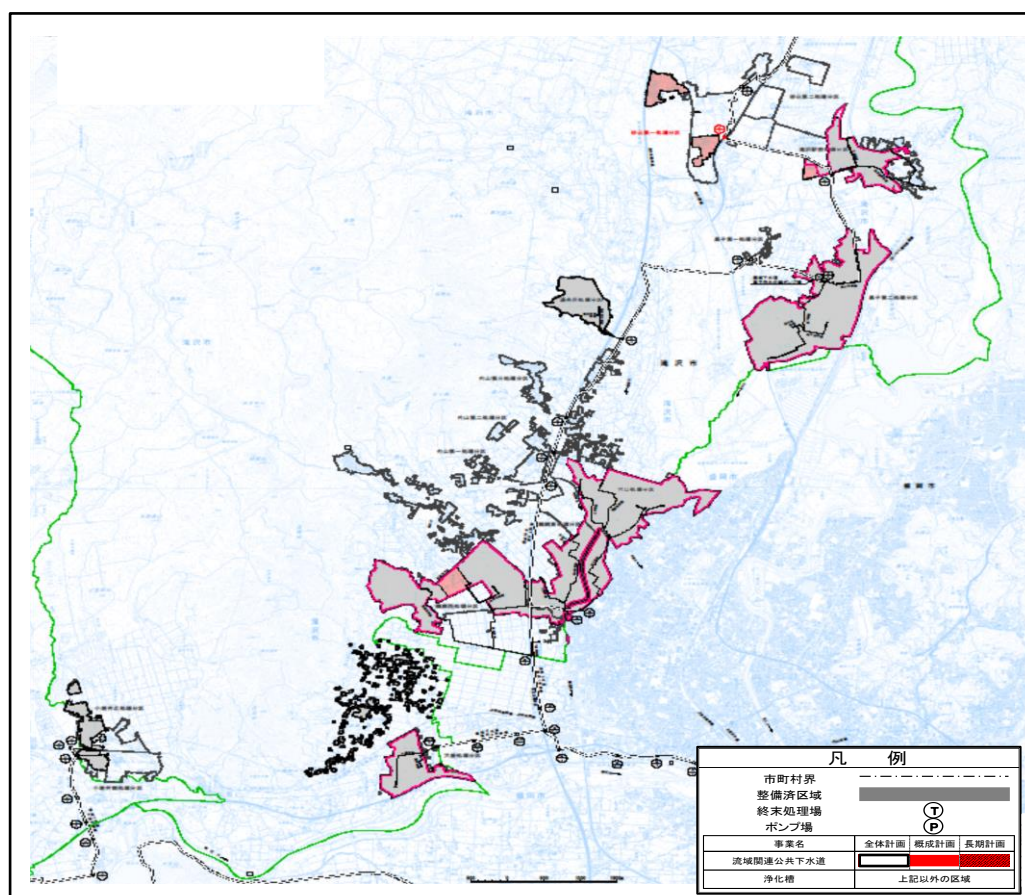
「污水处理の概成（概ね完成）」とは

下水道・農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの污水处理施設による整備人口の総人口に対する割合（**污水处理人口普及率**）が**95%以上**となること。

本市における公共下水道と合併処理浄化槽を含めた污水处理人口普及率は、令和4年度末現在87.0%であり、公共下水道にあつては96.8%、合併処理浄化槽にあつては18.3%となっている。このことから、公共下水道の概成は概ね完了していると捉え、今後は、公共下水道区域外である地域に対し、合併処理浄化槽の普及を図ることで「污水处理の概成」を進めていきます。

◆ 管渠の建設・更新に関する事項

汚水処理施設整備計画の整備区域については、下図のとおりです。



また、汚水処理施設整備計画の事業内容については下表のとおりです。

計画区分	事業	事業内容	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設整備	下水道	未整備地区の整備										
	浄化槽	浄化槽設置整備事業										
実行メニュー	共通	コスト縮減手法の適用										
	浄化槽	浄化槽設置整備補助金の嵩上げ										

公共下水道の整備と浄化槽設置整備を並行して実施することとしています。また、浄化槽設置整備補助については、令和8年度まで、毎年度50基として計画していますが、今後は浄化槽区域の設定の必要性なども検証しながら、進めていきます。

そのほか、管更生等改築工事や雨水対策工事も計画的に実施していきます。

◆ 広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化については、北上川上流流域下水道の関連公共下水道としての汚水処理を継続するものとしています。

投資財政計画に係るその他の広域化・共同化・最適化については、今後、他の自治体との検討が必要となることから、この計画には反映されていません。

◆ 投資の平準化に関する事項

経営戦略の対象期間内の汚水処理施設の整備や改築更新について、令和 12 年までの見通しを計画しながら、アセットマネジメントの計画需要額を平準化して投資額を計画します。

◆ 民間活力の活用に関する事項

北上川上流流域下水道の下水処理施設を使用しているため、処理場等の包括的民間委託については、この計画には反映されていません。また、本市では、使用料の徴収業務を包括委託しています。

◆ 防災・安全対策に関する事項

汚水処理施設のうち、現行の耐震基準施行前である平成 17 年以前に整備された施設については、重要性が高いと思われる施設から改築・更新しています。

このため、本市では、災害時及び被災時においても、下水処理機能を確保することが重要と考え、防災と減災の両面から地域防災計画や防災マニュアル、下水道事業地震時業務継続計画（BCP）を策定しています。

(2) 財源についての説明

◆ 財源の目標に関する事項

財源の目標については、下表のとおりです。

事業内容		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
経費 回収率 (%)	計画値	110	110	115	115	115	110	100	100	100	100
	実績値	117.7	130.1	141.5	98.9	99.5	99.6	－	－	－	－
処理人口 普及率 (%)	計画値	66.2	66.5	66.7	67.0	67.3	67.6	70.9	70.9	70.9	70.9
	実績値	67.2	68.1	69.4	70.5	72.0	70.9	－	－	－	－

※汚水処理原価について、令和 2 年度から汚水処理費（資本費）に、汚水処理に係る企業債利息のほか減価償却費の一部を経費として加算しています。

※経費回収率（％）：令和 3 年度 99.48％、令和 4 年度 99.57％。

計画期間内において、令和 8 年度の公共下水道処理人口普及率は 70.9％を目指していますが、令和 4 年度で目標を超えています。ただし、令和 4 年度以降の行政人口が減少していくことから、処理人口普及率が減少していくことが想定され、また、修繕費用の増加（高騰）などから汚水処理費が増加することで、経費回収率が下回ることが想定されます。

◆ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

収益的収入のうち、使用料収入については、令和元年に使用料改正を実施したことにより、概ね適正な使用料単価となっていますが、供用開始区域が拡大した一方で、一世帯あたりの使用する水量や人口が減少してきていることから、社会の変化に対応した使用料体系となるよう、3～5 年を目途として定期的に経営状況を検証することとしています。

◆ 企業債に関する事項

資本的収入のうち、企業債については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金が事業費の 2 分の 1 見込まれる事業については、その額に対応する分と単独事業となる末端管渠等の事業費分の借入を見込んでいます。

◆ 繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、企業債償還や水質規制等に係る経費について、一般会計からの繰出基準分（国が示す繰出基準に基づく繰入）の 10 割にあたる繰入金を見込んでいます。

なお、基準外の繰入金は見込んでいません。

◆ 資産の有効活用に関する事項

他の一部下水道処理施設においては、発生した熱エネルギー等を活用する取組が見られますが、滝沢市は北上川上流流域下水道の下水処理施設を使用しているため、この計画には反映されていません。

(3) 投資以外の経費についての説明

◆ 民間活力の活用に関する事項

業務効率の向上や債権管理の強化等を図るため、平成 29 年 4 月から水道事業を含む上下水道部の業務のうち受付業務等を含む使用料徴収業務を包括委託したことに伴い、年度毎の平均所要額を反映させています。

◆ 職員給与に関する事項

職員定員数については、今後の人数変動が無いことを前提としています。令和 5 年度の人件費を基準とし、昇給による人件費の平均的な変動分を見込んでいます。

◆ 動力費に関する事項

マンホールポンプ場等の動力費については、令和 5 年度の経費を基準として、社会情勢の変化等による変動額を見込んでいます。

◆ 修繕費に関する事項

長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を進めていきますが、資材の高騰などによる費用の増加が見込まれることから、直近 5 か年の修繕費を参考とし、消費者物価指数を考慮した額を見込んでいます。

◆ 委託費に関する事項

水質規制費等に係る経費や業務に必要な電算システム経費については、令和 5 年度の経費を基準とした額を見込んでいます。

なお、水道事業会計との使用料徴収業務委託や一般会計との電算システム利用経費（文書管理システム、庁内 LAN システムなど）については、負担金において経費計上していますが、それぞれのシステムの改修や更新に係る経費については、この計画には反映されていません。

(4) 経費の削減についての説明

◆ 維持管理に関する事項

既存管渠等の維持管理のほか、都市計画法上の開発行為[※]などによる開発者（民間不動産会社等）からの下水道施設の帰属により、管理対象となる下水道施設は年々、増加しています。

このことから、開発行為による事前相談などでは、施工基準が適切であるかと同時に、過度なマンホールポンプの設置を行わないなど、最低限の維持管理費となるよう判断をしながら指導にあたることで、今後の維持管理費の抑制を図っています。（※開発行為：農地等を宅地に変更するため、土地や道路などの整備を行うこと。）

また、既存の下水道施設については、下水道台帳からの施設の耐用年数のみの判断とせず、事前にカメラ調査などを実施し、適切な改築・更新となるよう、計画的に進めます。

◆ 整備に関する事項

市では、市街地における整備は概ね完了しているものと捉えていることから、今後は、既存下水道施設老朽化などによる改築・更新が主な事業へとなっていきます。改築か更新かを判断する際は、経済比較を行いながら実施することは当然とし、改築における新規の工法も調査しながら、よりコスト削減を意識し、実施していきます。

◆ 不明水に関する事項

不明水：本市の分流式下水道の污水系統に流入する下水のうち、常時浸入地下水、雨天時浸入地下水、直接浸入水。その他不明水等からなるもの。

（污水のみを処理する下水道処理施設に何らかの原因で流入する雨水と地下水のほか無届事業所排水、井戸水、湧水など。）

不明水は、下水道管の老朽化によりできたひびや隙間、マンホール蓋や公共ますの破損部分などから不明水が下水道管に入ることにより発生し、下水道使用料の徴収対象とならない水量となり、污水处理施設への負荷や経営の圧迫につながります。また、不明水の流入により、雨が止んだ後もトイレが使えないなどの市民生活に悪影響を及ぼす原因となることとなります。

本市の令和４年度における有収率は７６．３％であり、残りの２３．７％の約１,０７２千㎡が不明水量となっています。

この不明水について、雨水排水の誤接続調査や旧農業集落排水のカメラ調査の対策のほか、ストックマネジメントによる改築や更新により、污水管渠等の老朽化の改善を実施しています。また、本経営戦略期間の令和８年度までに、不明水対策の基本計画を策定するとともに、対策の実施工程を計画・実行し、不明水量を最小限に抑えることを進めています。

なお、污水处理については、盛岡市・矢巾町・雫石町を含む４市町による盛岡広域により、都南浄化センターで処理していますが、各市町の排水量と浄化センターの処理水量との差に不明水量があり、各市町の排水量比から不明水量が割り当てられていることから、本市の実際の不明水量より大きい値となっています。

令和４年度の本市の不明水量：１,０７２千㎡＝処理水量：４,５１８千㎡－有収水量：３,４４６千㎡

◆ 組織体制に関する事項

令和５年４月１日現在の組織体制については、第１－１－（３）組織体制のとおり企業会計職員は６名で構成されていますが、令和３年度は、下水道事業会計の経理に関する職員１名分を市の同部門である水道事業会計職員が兼務することとし、また、令和５年度は、技術継承を図りながら最小限の経費となるよう、会計年度任用職員１名の削減（人員減）を図っています。

なお、人事異動による人件費の増減については、本市にとっては見極めが非常に困難なことから、技術継承が継続的にできる視点により、組織の体制を図っていきます。

企業会計職員の内容（決算値）

（単位：千円。税抜。）

			2020 R2	2021 R3	2022 R4
企業会計職員数（人）			8人	7人	7人
営業費用			22,628	22,262	22,492
	管渠費		4,967	5,193	5,114
		給与	3,563	3,695	4,205
		手当	1,404	1,498	909
	総係費		17,661	17,069	17,378
		給与	12,082	11,595	11,633
		手当	5,579	5,474	5,745
建設改良費			15,901	11,267	8,089
	管渠建設事業費		15,901	11,267	8,089
		給与	9,872	7,258	5,213
		手当	6,029	4,009	2,876
計			38,529	33,529	30,581

◆ 北上川上流流域下水道に関する事項

本市は、昭和 58 年度に供用を開始して以来、盛岡市・矢巾町・雫石町を含む 4 市町を対象とした公共下水道からの汚水を北上川上流流域下水道の施設である都南浄化センターで処理を行っています。

この流域下水道施設の維持管理費や改築・更新における建設費については、4 市町の有収水量などにより按分した額で費用の負担を行っていますが、本市では現在、維持管理費については年間約 2 億円、建設費については約 3 千万円を負担しています。

原油高騰による資材などの物価上昇や、施設の老朽化などによる改築・更新費用などが今後も増加していくことが予想されることから、県を含めた 4 市町と負担額の平準化や経費の削減について、継続的に検討を行っていきます。

2 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

別添資料 2【投資・財政計画】のとおり、計画期間内の純損失は発生しない見込みですが、社会情勢の変化や制度改正等により収支予測に変更が生じる場合があります。今回の計画に反映できなかったものや今後検討すべき課題は、次のとおりです。

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

◆ 広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化については、北上川上流流域下水道の関連公共下水道としての下水処理を継続していきますが、汚水処理実施計画における整備区域の変更等については、接続率の状況等を見極めた上で、関係機関との連携を図っていきます。

◆ 投資の平準化に関する事項

汚水処理施設の改築について、需要額ベースで平準化していますが、新たに市街化区域に編入された区域の整備とともに、緊急性の高い改築工事に対応しながら投資を平準化できるよう見直ししながら進めていきます。

改築工事については老朽化の状況により緊急に優先度が高くなる可能性が出てきますが、ストックマネジメントによる計画的かつ効率的な下水道施設の管理とともに、将来の改築等施設管理に必要なアセットマネジメントに取り組みます。

◆ 民間活力の活用に関する事項

北上川上流流域下水道の下水処理施設を使用しているため、処理場等の包括的民間委託については当面予定がありません。

◆ その他

資本的支出の営業設備費については、この計画期間内は諸経費を反映させていませんが、営業に関する固定資産の購入が必要となる場合については、一般会計や他の事業との調整を図りながら、見直しを行います。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

◆ 使用料の見直しに関する事項

下水道サービスを安定的に供給し続けるため、一般会計繰入金は、国が示す繰出基準に基づく基準内繰入のみとすることを前提とした上で、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。

使用料改定の方策として、資本費の算入により汚水処理原価を算出し、その回収が可能となるような中長期的な客観的観点に立って下水道使用料の適正化を進めていきます。

今後、耐用年数を超える施設が出てくることや、災害等不測の事態も想定した上で、必要な資金を確保していくことの重要性を使用者に理解いただきながら、国の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータ等を活用し、使用料体系の見直しについて検討していきます。

◆ 資産の活用による収入増加の取組について

下水道処理施設については、北上川上流流域下水道の施設を使用しているため、エネルギー活用やその他収入増加の取組については、今後の課題とします。

◆ その他

汚水処理施設整備計画の整備区域の中には、公共施設や既存の団地型集合合併処理浄化槽の地域などが含まれています。整備の時期や手法については、関係機関と十分に調整を図りながら進めていくことが必要です。

また、国庫補助金については、補助要件に対応する計画的な施設整備や更新等に要する財源確保について検討していきます。

(3) 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

◆ 民間活力の活用に関する事項

業務効率の向上等を図るため、平成 29 年 4 月から水道事業の料金徴収業務とともに使用料徴収業務の包括委託を開始していますが、水道事業については、厚生労働省から水道事業の基盤強化の技術的助言として広域連携の検討が通知されており、岩手県においても、「岩手県水道事業広域連携検討会」が設置されています。今後、この検討を踏まえ、水道事業が広域連携の体制をとることとなった場合、本市の下水道事業の使用料徴収業務の包括委託の継続が困難となることが見込まれるため、単独となった場合の効果的効率的な使用料徴収の方策を検討することが今後の課題のひとつとなります。

◆ 職員給与に関する事項

人事異動による人件費の増減については、職員定数の規模が比較的小さな本市にとっては見極めが非常に困難です。

また、前述のとおり水道事業が広域連携による体制をとることとなった場合、下水道事業の業務量が増加する可能性もあり、効率的な業務遂行をし、コスト削減を図った上で、人件費の増加を抑制できるかなど、臨機に応じた対応が今後の検討課題となります。

◆ 動力費に関する事項

社会情勢の変化による動力費単価については、変動の幅が大きく見積もりが困難となっています。景気など公定の価格変動の状況を見ながら、適宜見直しを行うことが必要となります。

◆ 修繕費に関する事項

開発者から帰属した管渠については、計画的に修繕を進めていきますが、地震や豪雨などの自然災害の対応が必要となる事態も想定されることから、該当箇所の中でも特に優先すべき箇所の選定など、安全を確保した上での効果的実施が課題となります。

◆ 委託費に関する事項

前述のとおり、水道事業会計や一般会計と同様のシステムを使用していることから、それぞれにシステム改修や更新が必要となった場合については相当の経費が発生することとなるため、情報連携を図りながら対応していくことが課題です。

◆ その他

道路陥没などの事故を未然に防止するための管更生工法など、管渠工事の工法も新たな手法が採用されてきており、専門的な知識を習得する必要性が出てきていま

す。また、地方公営企業法を適用したことにより、企業会計の専門的な知識の習得も求められています。

今後も、これまで以上に研修や技能習得に積極的に取り組む必要があるため、岩手県市町村振興協会や岩手県下水道公社の研修費用助成制度を活用しながら、費用対効果の高い学習の機会を計画的に設定し、職員の育成や資質の向上に努めます。

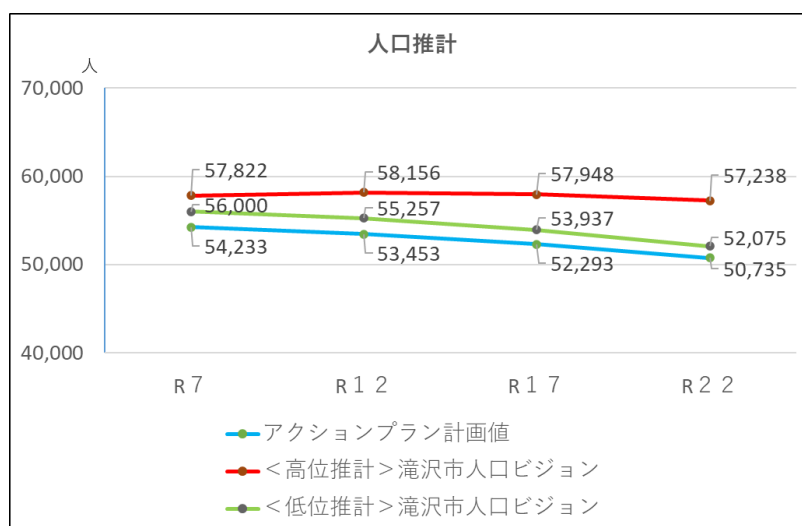
(4) 将来の事業環境

◆ 処理区域内人口の予測

「汚水処理施設概成アクションプラン」計画値は、令和7年度で54,233人に対し、令和2年3月策定「滝沢市人口ビジョン」で示された高位推計の57,822人、低位推計の56,000人と約1,800人から約3,600人少ない値となっています。

しかしながら、令和3年度の行政人口実績値は55,400人（令和4年度実績値54,961人）であり、アクションプラン計画値が最も近いことから、アクションプラン計画値を継続して使用することとし、定期的に検証を行うこととします。

	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 1 0 2028	R 1 1 2029	R 1 2 2030
アクションプラン計画値	54,526	54,453	54,380	54,307	54,233	54,077	53,921	53,765	53,609	53,453
<高位推計>滝沢市人口ビジョン	57,067	57,256	57,444	57,633	57,822	57,889	57,956	58,022	58,089	58,156
<低位推計>滝沢市人口ビジョン	56,044	56,033	56,022	56,011	56,000	55,851	55,703	55,554	55,406	55,257
行政人口 (実績・計画)	55,400	54,961								55,257

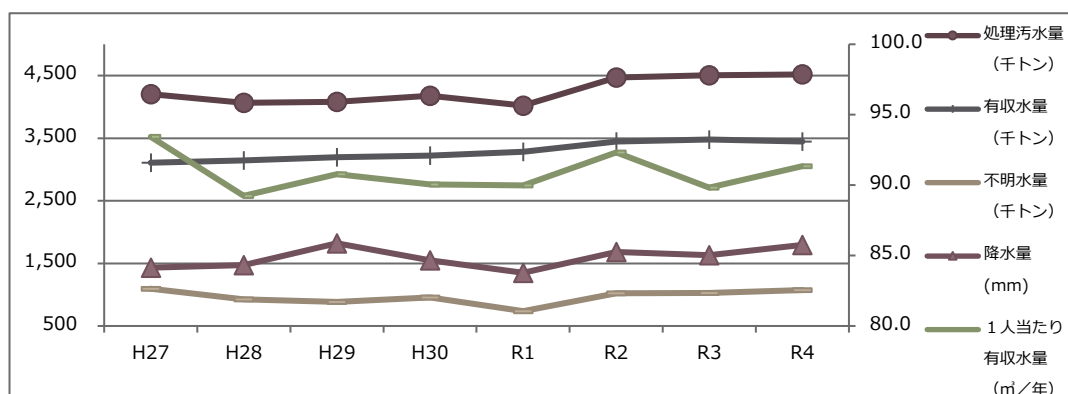
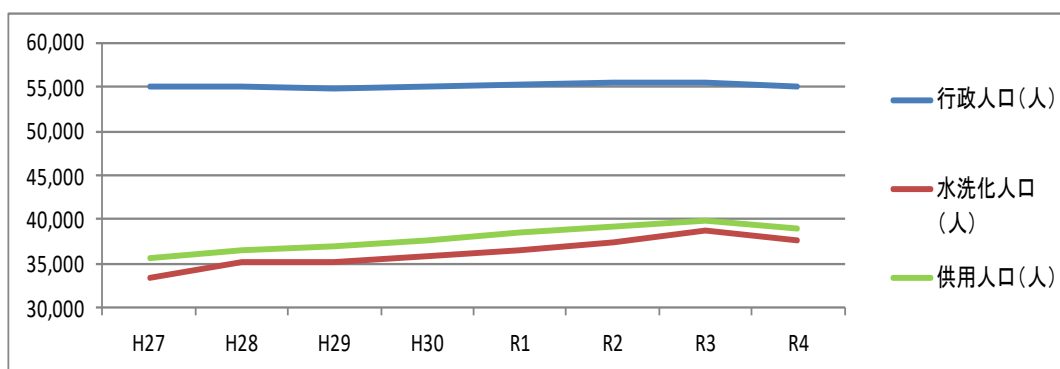


◆ 有収水量の予測

近年は、節水意識の高まりや節水機器の普及により、有収水量は抑制傾向にあり、長期的な展望では、水洗化人口は今後減少に転じ、また、有収水量も減少していくと予測されます。

水洗化人口、有収水量及び1人当たり有収水量の推移

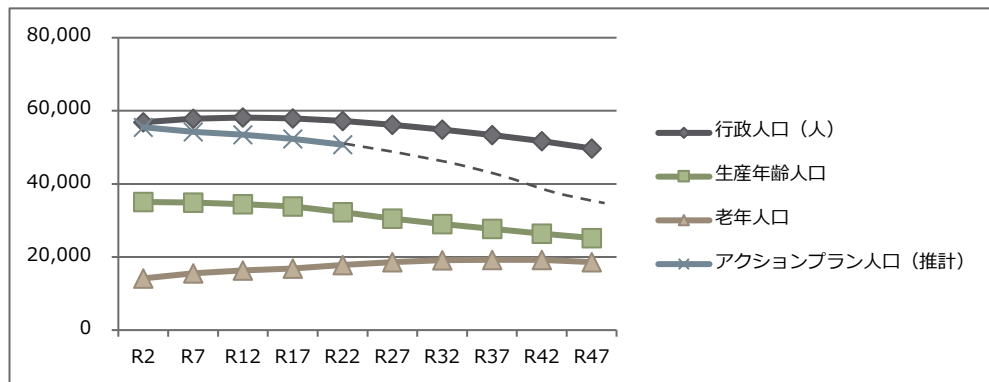
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
行政人口（人）	55,069	55,113	54,912	55,133	55,325	55,506	55,400	54,961
行政人口世帯数（戸）	22,270	22,511	22,627	22,969	23,270	23,677	23,866	23,979
供用人口（人）	35,554	36,600	36,886	37,569	38,423	39,111	39,892	38,963
水洗化戸数（戸）	14,285	14,781	15,026	15,501	16,042	16,468	16,962	16,727
水洗化人口（人）	33,265	35,219	35,225	35,795	36,508	37,333	38,732	37,721
処理汚水量（千トン）	4,203	4,067	4,082	4,179	4,021	4,470	4,505	4,518
有収水量（千トン）	3,108	3,143	3,198	3,223	3,285	3,447	3,479	3,446
1人当たり有収水量（㎡/年）	93.4	89.2	90.8	90.0	90.0	92.3	89.8	91.4
不明水量（千㎡）	1,095	924	883	956	737	1,023	1,026	1,072
降水量（mm）	1,432.0	1,472.5	1,821.0	1,551.0	1,350.0	1,684.0	1,631.5	1,793.0



滝沢市行政人口の予測

県概成目標年次→

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47
行政人口（人）	56,878	57,822	58,156	57,948	57,238	56,134	54,854	53,379	51,675	49,695
生産年齢人口	35,063	34,908	34,495	33,861	32,251	30,557	29,013	27,733	26,378	25,209
老年人口	14,145	15,501	16,348	16,836	17,842	18,624	19,136	19,237	19,183	18,613
アクションプラン人口（推計）	55,506	54,233	53,453	52,293	50,735					



人口減少や節水器具の普及などから水需要は減少傾向にあり、それに伴う使用料収入の減収が予測されます。

推計方法としては、過去の使用料実績をもとに年間有収水量の予測から使用料を設定しました。

（単位：千円。税抜。）

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道使用料	525,926	521,839	526,164	526,781	526,875	525,959	525,048	524,007	522,823	521,922

◆ 施設の見通し

供用開始から40年が経過しているものの、管渠については耐用年数は50年とされているため、更新は直近の課題となっていませんが、マンホールポンプ類及び計器類については、耐用年数がそれぞれ15年であり、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕・更新により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制しています。

また、管渠については、ストックマネジメント計画やアセットマネジメント計画により改築・更新を図っていきますが、事前に管渠の状況を把握していくことで、必要な改築・更新が行えるよう進めていきます。

◆ 組織の見通し

技術承継が可能な組織づくりと人員の確保、職員個人の資質・能力の向上が課題であり、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを行っていきます。

第 5 経営戦略の事後検証、改築等に係る事項

1 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、全体の見直しは 5 年ごとに行うこととします。見直しの結果については、第 2 次滝沢市総合計画（令和 5 年度）に反映させることとします。

事後検証の際は、平成 26 年 8 月 29 日付け総務省公営企業 3 課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」第 3 の 4 下水道事業の項の視点を基本として見直しを行います。

2 経営戦略の公表

下水道使用料は公共料金であり、住民生活に密接に関連するものです。経営戦略に係る目標値の達成状況や下水道使用料の算定根拠、経営の状況、経営努力等の情報については、市のホームページや上下水道部で発行する広報紙を活用して公開し、透明性を確保していきます。

用語の解説

◆ 汚水

下水道の定義では、人間生活又は生活活動などの事業に起因して生ずる排水をいう。具体的には、生活排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水などである。

◆ 下水道

下水道法の第2条において「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。」定義されている。

◆ 公共下水道

主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、又汚水を終末処理場で処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となつて行う最も一般的な下水道で、普通下水道といえは公共下水道を意味する。流域関連公共下水道を除けば必ず終末処理場を有していなければならない。

◆ 浄化槽

便所及び台所等と連結して、し尿またはし尿と雑排水を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備または施設である。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理方式と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理方式とがある。

◆ 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県である。

◆ 供用開始

下水道が整備され、下水を下水処理場により処理することが可能となること。

◆ 下水道普及率

下水道の整備状況を表す指標として用いられている。普及率には、面積普及率及び処理人口普及率等があるが、現在ではもっぱら処理人口普及率が使用されている。

◆ 経費回収率

汚水処理に要した費用が使用料によって回収される割合。

◆ 不明水

汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受入れ汚水、その他経費負担すべき者が明らかなものを除いたもの。計画水量を定めるときにはあらかじめ一定量の地下水量を見込むこととされている。

◆ 改築工事

計画流量の増加を伴わないで、マンホール間の管渠すべてを修復、再建設あるいは取り替える工事。現状の機能を向上させ、管路施設の耐用年数も延びる。

◆ 修繕工事

対象施設の欠損箇所を部分的に補強したり取り替えたりすることで修復する工事。施設の耐用年数は延びず、「補修工事」と言われる場合もある。

◆ 老朽化

長い年月の経過によって、モノの状態や機能が低下・減退すること。

◆ 耐用年数

減価償却資産が利用に耐える年数。

別 添 資 料

資料 1 経営比較分析表

資料 2 投資・財政計画（収支予測）

資料 3 原価計算表（公共下水道事業）

参考資料 1 経営戦略における整備構想

参考資料 2 経営戦略における整備計画について

参考資料 3 経費回収率の向上に向けたロードマップ及
び業績目標

経営比較分析表(令和4年度決算)滝沢市

(地方公営企業決算状況調査抜粋)

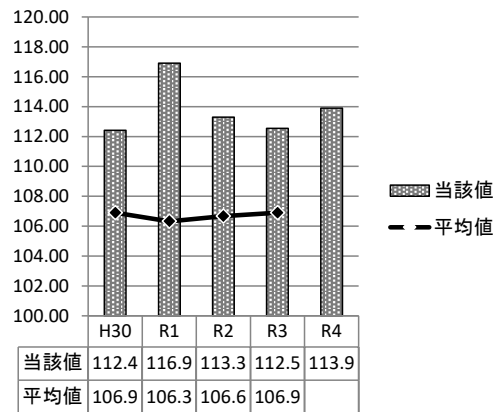
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置	54,961	182.46	301.22
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1ヵ月20㎡当たり料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(k㎡)	処理区域内人口密度(人/k㎡)
-	70.2	70.9	76.3	3,058	38,963	7.78	5,008.10

グラフ凡例

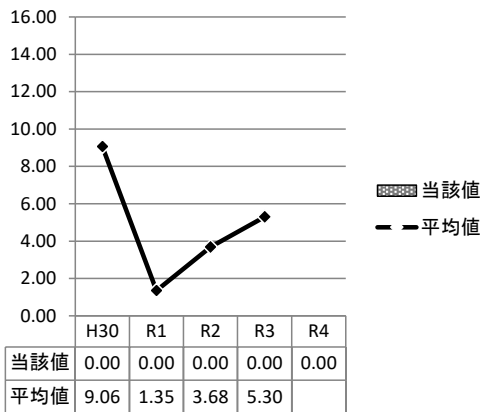
- 該当団体値(該当値)
— 類似団体平均(平均値)
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

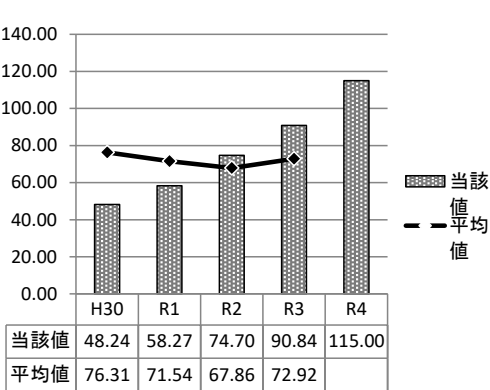
①経常収支比率(%)



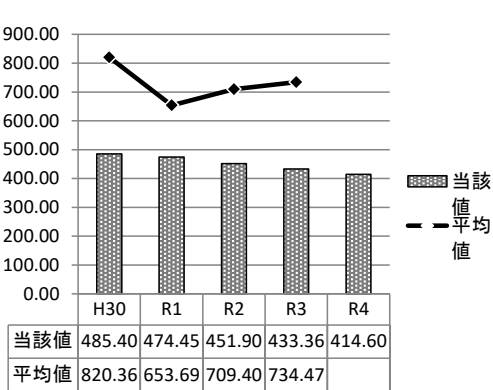
②累積欠損金比率(%)



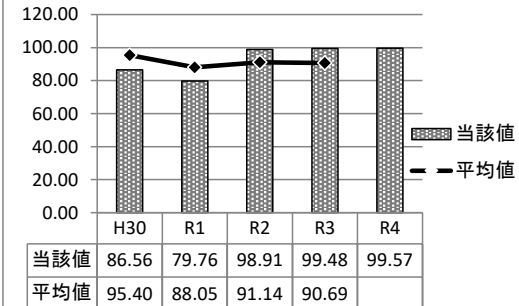
③流動比率(%)



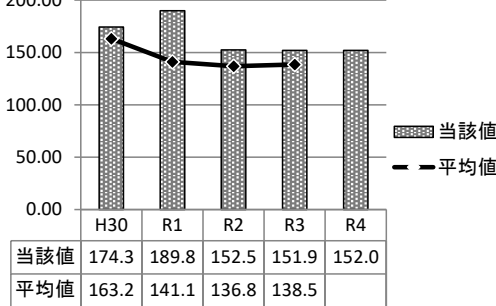
④企業債残高対事業規模比率(%)



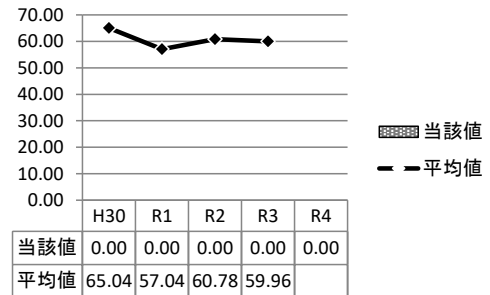
⑤経費回収率(%)



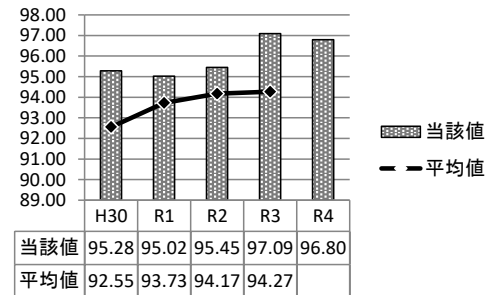
⑥汚水処理原価(円)



⑦施設利用率(%)

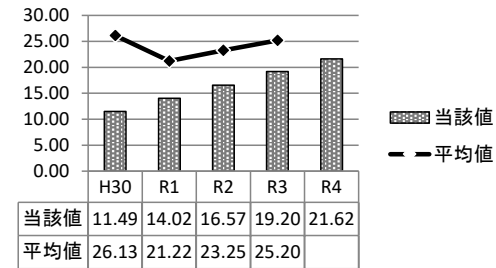


⑧水洗化率(%)

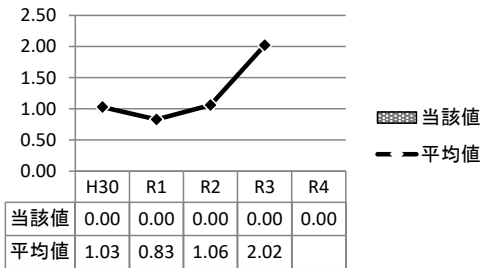


2. 老朽化の状況

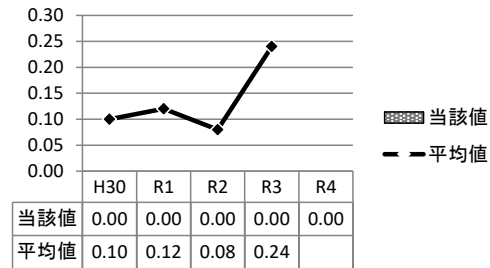
①有形固定資産減価償却率(%)



②管渠老朽化率(%)



③管渠改善率(%)



経営の健全性・効率性について

滝沢市下水道事業は、平成27年度に地方公営企業法を適用し地方公営企業会計に移行しました。

①経常収支比率 単年度の収支が黒字である100%を越えており、これまでの経営改善に向けた取り組みの成果が見られます。

②累積欠損金比率 欠損金は生じていません。

③流動比率 流動資産が増えたことにより流動比率は上がっています。また、建設改良費に充てた企業債の償還金は今後も高水準で続き、指数は同程度で推移することが見込まれます。

④企業債残高対事業規模比率 類似団体等と比較して低い指数となっていますが、今後は施設改築更新のための費用が上がるのが想定されることから、指数の上昇が懸念されます。

⑤経費回収率 今後、供用開始後の接続率が低く推移した場合や人口減少などにより、経費回収率が下降することも想定されます。

⑥汚水処理原価 経費節減に努めておりますが、類似団体等より高い水準となっています。

⑧水洗化率 下水道整備のほか、浄化槽の整備についても普及促進を図り、下水環境の整備に努めていますが、処理区域内人口などが減少したことにより、前年度より値が低くなっています。

老朽化の状況について

滝沢市下水道事業は、流域下水道の下水処理施設を使用しているため、本市では主に下水道管やマンホールの維持管理を行っています。これまで、小規模な修繕を実施してきましたが、今後は耐用年数に応じた大規模な修繕が見込まれます。

①有形固定資産減価償却率 下水道建設開始から30年以上が経過し、今後、大規模改築更新が想定されることから、財源の確保や投資計画の見直しなどを行う必要があります。

②管渠老朽化率 現在のところ法定耐用年数を超えた管渠はありません。

③管渠改善率 法定耐用年数の超過はありませんが、ストックマネジメント計画により計画的に改築をしています。また、開発者から帰属を受けた管路の老朽化が著しいことから、対策を講じる必要があります。

全体総括

滝沢市下水道事業は、将来にわたり安心して下水道を使用していただくため、「環境にやさしく快適な下水道整備」と「下水道経営基盤の充実」を軸に効率的な整備と経営の健全化に努めています。

下水道経営の比較分析によると、類似団体等と比較して、経営は概ね健全な状態にありますが、下水道建設開始時の急激な都市化とともに、今後は多くの下水道施設が同時期に法定耐用年数をむかえることとなります。

老朽化する下水道施設の長寿命化を図りながら、計画的に施設の更新を実施していくことが必要ですが、突発的な大規模修繕工事にも対応できる資金の確保を目指して更なる経営努力を図ります。なお、平成30年度に下水道使用料の料率改定を行いました。流域下水道の処理単価が年々増加傾向にあるため、定期的に各指標の検証をする必要があります。

投資・財政計画
(収支計画)

2.総務省経営戦略様式(3条)

			決算	決算	決算	決算	→予測								(単位:千円)			
年 度			R1	R2	R3	R4	経営戦略計画期間→								R9	R10	R11	R12
区	分		2019	2020	2021	2022	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		782,271	795,832	794,190	791,490	764,263	772,268	771,576	764,232	759,666	761,191	756,338	754,368				
	(1) 料 金 収 入		497,306	520,103	525,926	521,839	526,164	526,781	526,875	525,959	525,048	524,007	522,823	521,922				
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(3) そ の 他		284,965	275,729	268,264	269,651	238,099	245,487	244,701	238,273	234,618	237,184	233,515	232,446				
	2. 営 業 外 収 益		328,741	328,490	331,860	325,245	324,676	323,197	324,550	335,043	324,932	324,967	325,277	324,000				
	(1) 補 助 金		7,135	5,954	5,389	4,548	4,016	4,088	3,983	3,888	3,858	3,784	3,699	3,626				
	他 会 計 補 助 金		465	395	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	そ の 他 補 助 金		6,670	5,559	5,269	4,548	4,016	4,088	3,983	3,888	3,858	3,784	3,699	3,626				
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		321,606	320,738	320,591	320,697	320,660	319,109	320,567	331,155	321,074	321,183	321,578	320,374				
	(3) そ の 他		0	1,798	5,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)		1,111,012	1,124,322	1,126,050	1,116,735	1,088,939	1,095,465	1,096,126	1,099,275	1,084,599	1,086,158	1,081,615	1,078,368				
	1. 営 業 費 用		852,331	901,343	913,231	906,287	942,934	939,318	975,395	982,660	990,728	996,895	993,474	1,003,956				
	(1) 職 員 給 与 費		25,448	29,401	29,022	28,997	29,904	30,126	30,326	30,526	30,727	30,930	31,134	31,340				
	基 本 給 付 費		25,448	29,401	29,022	28,997	29,904	30,126	30,326	30,526	30,727	30,930	31,134	31,340				
	退 職 給 付 費																	
	そ の 他																	
	(2) 経 費		260,229	297,479	303,542	294,063	327,025	318,975	351,101	355,045	359,467	361,703	353,856	362,330				
	動 力 費		8,195	7,930	8,324	9,037	12,530	12,618	12,706	12,795	12,885	12,975	13,066	13,157				
	修 繕 費		7,507	6,118	11,978	3,498	16,470	8,957	9,019	9,083	9,147	9,210	9,275	9,340				
	材 料 費		179	186	40	51	60	224	226	227	229	230	232	234				
支 出	そ の 他		244,348	283,245	283,200	281,477	297,965	297,177	329,151	332,939	337,206	339,287	331,283	339,599				
	(3) 減 価 償 却 費		566,654	574,463	580,667	583,227	586,005	590,216	593,968	597,090	600,534	604,262	608,484	610,286				
	2. 営 業 外 費 用		97,965	89,401	82,070	74,489	68,607	64,872	60,415	56,771	54,421	52,014	49,835	47,711				
	(1) 支 払 外 利 息		97,924	89,395	82,070	74,483	68,607	64,872	60,415	56,771	54,421	52,014	49,835	47,711				
	(2) そ の 他		41	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0				
	支 出 計 (D)		950,296	990,744	995,301	980,776	1,011,541	1,004,190	1,035,810	1,039,431	1,045,149	1,048,909	1,043,309	1,051,667				
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		160,716	133,578	130,749	135,959	77,398	91,275	60,316	59,844	39,450	37,249	38,306	26,701				
	特 別 利 益 (F)		0	1,798	5,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	特 別 損 失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	特 別 損 益 (F)-(G) (N)		0	1,798	5,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
流 動	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(N)		160,716	135,376	136,629	135,959	77,398	91,275	60,316	59,844	39,450	37,249	38,306	26,701				
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)																	
	流 動 資 産 (J)																	
	う ち 現 金 預 金					509,888	585,538	630,283	633,920	660,665	667,587	682,717	705,086	706,398				
	う ち 未 収 金																	
	流 動 負 債 (K)																	
	う ち 建 設 改 良 費 分																	
	う ち 一 時 借 入 金																	
	う ち 未 払 金																	
	果 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B) ×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			782,271	795,832	794,190	791,490	764,263	772,268	771,576	764,232	759,666	761,191	756,338	754,368				
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) ×100)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
健全化法第22条により算定した資金不足比 ((N)/(P) ×100)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

投資・財政計画
(収支計画)

3.総務省経営戦略様式(4条)

年 度			決算	決算	決算	決算	→予測		経営戦略計画期間→				(単位:千円)	
			R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	284,800	283,600	134,300	181,300	159,200	147,700	155,800	203,200	189,200	189,200	189,200	189,200
		うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	17,198	17,698	18,245	14,522	9,307	9,740	10,234	10,559	11,362	12,237	12,787	12,469
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	156,087	75,655	43,505	138,436	61,110	106,780	65,100	51,000	36,000	36,000	36,000	36,000
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. そ の 他	28,507	68,524	51,933	28,489	31,657	15,964	18,694	35,482	26,782	26,600	26,600	26,600
		計 (A)	486,592	445,477	247,983	362,747	261,274	280,184	249,828	300,241	263,344	264,037	264,587	264,269
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	486,592	445,477	247,983	362,747	261,274	280,184	249,828	300,241	263,344	264,037	264,587	264,269
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	473,355	426,575	228,805	353,842	262,477	283,614	253,616	304,393	266,782	266,882	266,980	267,080
		うち 職 員 給 与 費	18,288	21,124	15,040	10,589	13,871	13,962	14,055	14,148	14,240	14,335	14,429	14,525
		2. 企 業 債 償 還 金	373,554	367,500	365,037	363,527	326,019	320,838	315,132	315,869	318,364	322,555	326,393	325,456
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
		5. そ の 他	294	0	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300
		計 (D)	847,203	794,075	593,842	717,369	588,796	604,752	569,048	620,562	585,446	589,737	593,673	592,836
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		360,611	348,598	345,859	354,622	327,522	324,568	319,220	320,321	322,103	325,700	329,086	328,567
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	265,345	271,107	273,401	265,935	279,460	283,079	286,906	289,912
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	160,716	135,376	136,629	135,959	77,398	91,275	60,316	59,844	39,450	37,249	38,306	26,701
		3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他	0	0	0	0	22,604	24,512	21,776	26,384	22,956	22,957	22,957	22,958
		計 (F)	160,716	135,376	136,629	135,959	365,347	386,894	355,493	352,163	341,867	343,285	348,169	339,571
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)						0	△ 42,082	△ 48,666	△ 49,331	△ 50,095	△ 50,371	△ 48,583	△ 50,195
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
	企 業 債 残 高 (H)		0	0	0	4,898,648	4,759,229	4,600,391	4,458,959	4,381,590	4,279,026	4,172,271	4,061,677	3,952,021

○他会計繰入金

(単位:千円)														
年 度			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
収 益 的	収 支 分		288,289	278,042	270,161	270,707	239,228	247,162	246,259	239,724	236,027	238,507	234,740	233,586
	う ち 基 準 内 繰 入 金		288,289	278,042	270,161	270,707	239,228	247,162	246,259	239,724	236,027	238,507	234,740	233,586
	う ち 基 準 外 繰 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的	収 支 分		17,198	17,698	18,245	14,522	9,307	9,740	10,234	10,559	11,362	12,237	12,787	12,469
	う ち 基 準 内 繰 入 金		17,198	17,698	18,245	14,522	9,307	9,740	10,234	10,559	11,362	12,237	12,787	12,469
	う ち 基 準 外 繰 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			305,487	295,740	288,406	285,229	248,535	256,902	256,493	250,283	247,389	250,744	247,527	246,055

(単位:千円)

原価計算表(公共下水道事業)

供用開始年月日 昭和58年 4月 1日
 処理区域内人口 38,963人
 計算期間 自6年4月至13年3月
 (7年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 521,839	千円 524,774	千円	千円 524,774
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	594,896	576,662		576,662
合 計	1,116,735	1,101,436	0	1,101,436

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円 4,205	千円 4,345	千円 4,345
	諸 手 当	909	1,183	1,183
	福 利 費	988	1,052	1,052
	動 力 費	9,037	12,886	12,886
	修 繕 費	3,046	8,759	8,759
	材 料 費	51	229	229
	路 面 復 旧 費	0	0	0
	委 託 料	14,702	6,942	6,942
	そ の 他	870	21,930	21,930
	小 計	33,808	57,326	0
業務費	人件費 給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	0	0	0
	修 繕 費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	0	0	0
	そ の 他	45,029	51,096	51,096
	小 計	45,029	51,096	0
総係費	人件費 給 料	11,633	12,024	12,024
	諸 手 当	5,745	6,574	6,574
	福 利 費	5,517	5,551	5,551
	動 力 費	0	0	0
	修 繕 費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	100	187	187
	そ の 他	15,376	11,535	508
	小 計	38,371	35,871	11,027
一般管理費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金	199,822	279,330	279,330
	委 託 料			0
	そ の 他	975	537	537

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	200,797	279,867	0	279,867
資本費	支 払 利 息	74,483	70,672	70,672
	減 価 償 却 費	583,227	586,003	353,099
	減 価 償 却 費	5,054	7,254	7,254
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計	662,764	663,929	232,904	431,025
合 計 (Y)	980,769	1,088,089	243,931	844,158

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	844,158

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.62$$

<使用料水準についての説明>

※今回の収支計画から「水道料金算定要領」(日本水道協会)に基づき、令和4年1月25日付け総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を参考にして総括原価の算定を行いました。

※項目については、一括で表示した。

(使用料水準について)

- ・収支計画における上記算定期間では、使用料収入以外の営業外収益などから、収支は黒字が見込まれていますが、上記算定の結果、対象経費に対する使用料収入(現行使用料)の割合が約62%となり、約38%の収入が不足している状況です。
- ・本経営戦略の財政シュミレーションで示したとおり、令和9年度以降、収支不均衡となることから、適正な料金となるように検討していく必要があります。
- ・水道事業の計画期間内における収支均衡を図るため、段階的に料金改定を行う試算をしており、令和6年度において改定率10%、令和11年度において改定率10%の料金改定を想定しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営戦略における整備構想

【令和5年度一部改正】

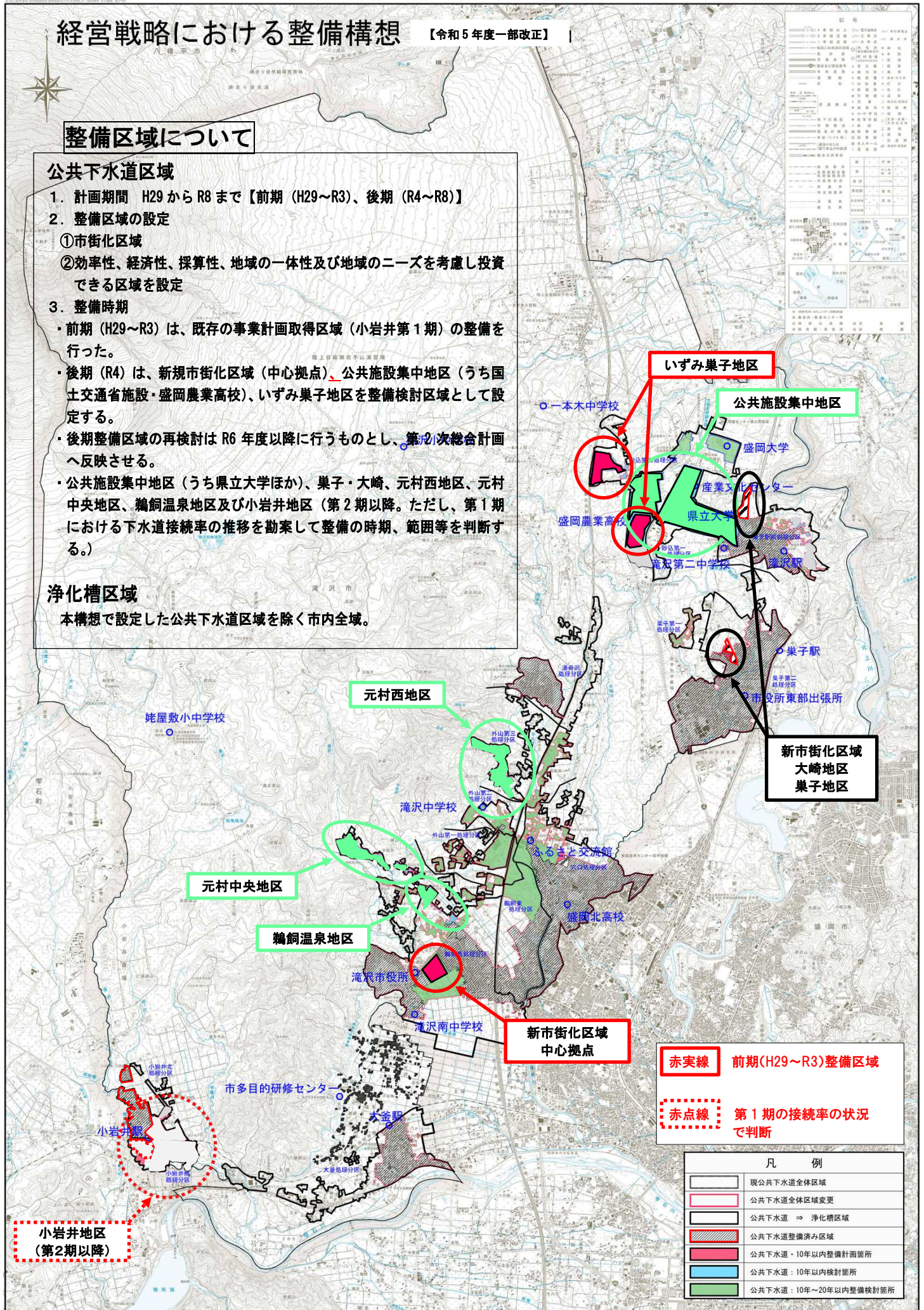
整備区域について

公共下水道区域

1. 計画期間 H29 から R8 まで【前期 (H29～R3)、後期 (R4～R8)】
2. 整備区域の設定
 - ①市街化区域
 - ②効率性、経済性、採算性、地域の一体性及び地域のニーズを考慮し投資できる区域を設定
3. 整備時期
 - ・前期 (H29～R3) は、既存の事業計画取得区域 (小岩井第1期) の整備を行った。
 - ・後期 (R4) は、新規市街化区域 (中心拠点)、公共施設集中地区 (うち国土交通省施設・盛岡農業高校)、いずみ巣子地区を整備検討区域として設定する。
 - ・後期整備区域の再検討は R6 年度以降に行うものとし、第2次総合計画へ反映させる。
 - ・公共施設集中地区 (うち県立大学ほか)、巣子・大崎、元村西地区、元村中央地区、鵜飼温泉地区及び小岩井地区 (第2期以降。ただし、第1期における下水道接続率の推移を勘案して整備の時期、範囲等を判断する。)

浄化槽区域

本構想で設定した公共下水道区域を除く市内全域。



経営戦略における整備計画について

整備区域／年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	R18
事業計画変更事務			○ ¹	H30.3.19事業計画協議			○ ²	○ ³		○ R7以降の事業検討			(事業計画変	
				R4.3.17事業計画協議				R5.3.9事業計画協議						
			前期H29～R3					後期R4～R8						
(事業計画区域) 10年以内整備区域	小岩井(第1期)													
	公共施設集中地区 うち 国交省施設・盛岡農業高校								設計	工事				
	新規市街化区域 うち 中心拠点								民間開発予定					
	いずみ巣子地区 ※1								市移管協議	設計	工事			
検討箇所 10年以内整備														
10年～20年以内整備検討箇所	公共施設集中地区 うち 県立大学ほか													
	巣子・大崎							令和6年頃を目途に10年～20年以内の整備区域について再検討を行う。						
	元村西地区													
	元村中央地区													
	鵜飼温泉地区													
	小岩井(第2期以降)													

事業計画変更内容
○¹変更内容:計画面積(汚水+20ha)、計画人口(−380人)、計画汚水量(−3,264㎡/日)、完了年月日(+4年)
○²変更内容:計画人口(−250人)、計画汚水量(−95㎡/日)、完了年月日(+3年)
○³変更内容:計画面積(汚水+47.3ha、雨水+13.2ha)、計画人口(+1,510人)、計画汚水量(+609㎡/日)
※1 いずみ巣子地区については、地元から移管を受けることができることを想定。

経費回収率の向上に向けたロードマップ及び業績目標

○経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、令和5年度に下水道使用料の在り方を検討し、令和6年度に下水道使用料の改定を予定します。また、経営戦略を改正した後、必要に応じて改めて下水道使用料の在り方を検討することとします。

年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	～R18
経営戦略計画期間				前期					後期					前期			後期
経営戦略検証																	
経営戦略策定・見直し・改定	★							●			◎					●	◎
使用料の検討																	
使用料の改定			◎						必要時◎				必要時◎				必要時◎

★：策定、●：見直し、◎：改定

○経費回収率向上に向けた業績目標

ロードマップに従い、経費回収率の向上に向けた業績目標について、将来の使用料収入確保に必要な投資を実施しながら、経費回収率 100%を目指すと同時に、一般会計からの補助金（基準内繰入）の削減を目指します。

本市の有収率は、直近5カ年で76～81%前後で推移しており、地下水などが管渠の接続部やマンホール等へ流入していると想定されます。このことから、汚水処理施設に係る負担や維持管理に係る汚水処理費を削減することとして、不明水量の削減が図られるよう不明水対策計画を策定し実施していく予定です。

年 度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処 理 汚 水 量 m3	4,203,442	4,066,754	4,081,864	4,179,341	4,021,480	4,469,662	4,504,971	4,517,769
有 収 水 量 m3	3,107,807	3,143,264	3,198,206	3,222,516	3,284,924	3,446,575	3,478,825	3,446,154
不 明 水 量 m3	1,095,635	923,490	883,658	956,825	736,556	1,023,087	1,026,146	1,071,615
有 収 率 %	73.9%	77.3%	78.4%	77.1%	81.7%	77.1%	77.2%	76.3%

年度 項目	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2036 ～R18
基本計画策定		★								
対策調査、 実施計画策定				★						
対策工事										
実施内容の検証										
実施計画の見直し						必要時◎				必要時◎

★：策定、●：検証、◎：見直し

(参考) 国土交通省令和2年7月22日付事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」

○留意事項の要点

- ・令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定すること
- ・経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指すこと
- ・経営戦略を踏まえ投資及び財源における業績目標を設定すること

○公営企業会計を適用した地方公共団体において、今後の汚水処理に関する事業が、社会資本整備総合交付金の重点配分対象とならないケース

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

滝沢市下水道事業経営戦略

発行：滝沢市上下水道部下水道課

改訂履歴

版 数	策 定 日	改 訂 履 歴
第 1 版	平成 29 年 3 月 17 日	初版発行
第 2 版	令 和 6 年 2 月 7 日	一部改正